

天理市公告第 53 号

下記地区において地域計画が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該地区の地域計画案を次により縦覧に供する。

利害関係人は、令和 7 年 1 月 9 日までに、当該地区の地域計画案について、市に意見を提出することができる。

令和 6 年 12 月 26 日

天理市長 並 河 健

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小田中地区、九条町筑紫地区、下山田地区、成願寺地区、上総地区
荒蒔地区、杉本地区、櫟本地区、園原地区、檜地区、中地区、
杣之内木堂地区、九条地区、九条町横広地区、二階堂南菅田地区
北桧垣地区、海知地区、新泉地区、杣之内地区、西井戸堂地区
南六条地区、東井戸堂地区、森本地区

2. 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 令和 6 年 12 月 26 日(公告年月日)

至 令和 7 年 1 月 9 日(公告年月日の翌日から起算して 14 日目)

3. 農用地利用計画の案の縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課

天理市川原城町 605 番地